

## 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 趣旨

令和7年度・令和8年度の鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務について、実施する事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務内容

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (2) 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 3 契約上限額

次に示す委託料の上限額は消費税及び地方消費税を含む額である。

なお、委託料の上限額は契約（予定）金額を示すものではない。

令和7年度から令和8年度までの合計額：183,216千円

（内訳） 令和7年度の見積限度額：91,608千円

令和8年度の見積限度額：91,608千円

### 4 プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは表1のとおりとする。

表1 実施スケジュール一覧

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年2月21日（金）
参加表明書等の提出	令和7年3月7日（金）16時まで
質問書の提出	令和7年3月7日（金）16時まで
質問書の回答	令和7年3月10日（月）
企画提案書等の提出	令和7年3月13日（木）16時まで
プレゼンテーション参加通知書の送信（電子メール）	令和7年3月14日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月19日（水）
審査の結果通知書の発送	令和7年3月下旬（予定）

## 5 担当課

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

電話 059-369-3203

FAX 059-369-3202

電子メール [skkaigo@mecha.ne.jp](mailto:skkaigo@mecha.ne.jp)

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、仕様書に定める委託事務を円滑かつ安定して実施できる法人で、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要である。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）の提供を現に行っていない者で、かつ、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わない者であること。
- (2) 鈴鹿市内に事務所を設置していること。または、令和7年4月1日までに設置予定であること。
- (3) 鈴鹿市・亀山市及び近隣市内を実施場所として、法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項の規定に基づく、認定調査を実施できること。
- (4) 指定市町村事務受託法人の認可をうけていること。
- (5) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の2第2項各号（3号を除く）の規定に該当しない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 令和7年4月1日時点で、鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されており、「業種 2507 福祉・介護サービス 99その他」又は「業種 2510 その他事務事業 99その他」に登録されていること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組

織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。

- (12) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。また、当該期間において鈴鹿市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (13) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に、鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年4月1日告示第93号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (14) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税を滞納していない者であること。
- (15) プライバシーマーク（略称：Pマーク）及びISO27001の認証を取得している者であること。

## 7 応募の無効

次のいずれかに該当する者の行った応募を無効とする。

また、次のいずれかに該当する者を優先交渉権者とした場合には、当該決定を取り消すものとする。

- (1) この実施要領に示した参加資格の無い者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、又は偽りその他不正の行為をした者
- (3) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が実施要領に適合しない者
- (4) 提出書類が記載上の留意事項に示された条件に適合しない者
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者

## 8 実施要領等の公表

- (1) 実施要領の公表

本プロポーザルに関する実施要領及び仕様書は、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページトピックス欄において公開する。

- (2) 公表日

令和7年2月21日（金）

## 9 プロポーザルへの参加

- (1) 参加関係書類の提出

参加希望者は、「9（2）参加関係書類等の種類」に示す書類を郵送すること。

- (2) 参加関係書類等の種類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1）

イ 指定市町村事務受託法人の認可（写し）

ウ 納税証明書等

令和7年1月1日以降に発行された、直近2か年分の納税証明書の原本

(滞納がないことの証明書でも可)

① 国税

(ア) 法人税又は所得税

(イ) 消費税及び地方消費税

② 市町村税

(ア) 法人市町村税又は市町村民税

(イ) 固定資産税

課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書 (任意様式)

エ プライバシーマーク (略称:Pマーク) 及びISO27001の登録証 (写し)

(3) 郵送方法

任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託に係るプロポーザル参加表明書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名 (法人にあつては所在地、商号及び代表者氏名) を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物 (追跡サービスが付帯されているものに限る) のいずれかの方法により、郵送すること。

(4) 到着期限

令和7年3月7日 (金) 16時まで

(5) 送付先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

(6) プロポーザルへの参加資格の審査結果は、資格のない者にのみ、電子メールにて、令和7年3月10日 (月) に通知し、書面は郵送する。プロポーザルへの参加資格がないと通知された者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

10 プロポーザルに関する質問

(1) 質問書の提出

参加希望者が仕様書等に対して質問する場合は、質問書 (様式第10) に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールにより提出すること。

(2) 到着期限

令和7年3月7日 (金) 16時まで

(3) 送付先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

ファックス 059-369-3202

電子メール [skkaigo@mecha.ne.jp](mailto:skkaigo@mecha.ne.jp)

- (4) 質問への回答は、令和7年3月10日(月)に鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公開するものとする。ただし、「9(2)参加関係書類等の種類」を提出しなかった者及び参加資格を有しない者からの質問に対しての回答は行わない。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

## 1.1 プロポーザル参加表明の辞退

### (1) 参加辞退届出書の提出

プロポーザル参加表明書(様式第1)を提出した参加希望者(以下「提案者」という。)が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届書(様式は任意)を郵送すること。

### (2) 郵送方法

プロポーザル参加辞退届書(様式は任意)を任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託に係るプロポーザル参加辞退届出書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名(法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名)を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物(追跡サービスが付帯されているものに限る)のいずれかの方法により、郵送すること。

### (3) 送付先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

## 1.2 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書等の提出

提案者は「1.3 企画提案書等の種類及び提出部数等」に示す企画提案書等を郵送又は持参すること。

### (2) 送付方法

#### ア 郵便により送付する場合

企画提案書等を任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務業務委託に係るプロポーザル 企画提案書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名(法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名)を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物(追跡サービスが付帯されているものに限る)のいずれかの方法により、郵送すること。

#### イ 直接持参する場合

企画提案書を8時30分から17時15分までの間に送付先まで持参すること。ただし、鈴鹿市の休日を定める条例(平成元年鈴鹿市条例第2号)に定める市の休日は受け付ない。

(3) 到着期限

令和7年3月13日(木) 16時まで

(4) 送付先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

1.3 企画提案書等の種類及び提出部数等

(1) 種類

- ア 鈴鹿亀山地区広域連合認定調査事務受託申請書 (様式第2)
- イ 企画提案書 (様式第3)
- ウ 法人等調書 (様式第4)
- エ 介護認定調査業務に関する実績件数(様式第5)及び契約書の写し又は契約履行証明
- オ 高齢者福祉に関する相談・支援の実績 (様式第6-1)
- カ 受託事務運営に活用できるノウハウ等 (様式第6-2)
- キ 受託事務運営の基本方針 (様式第7-1-1・2)
- ク 受託事務の実施計画 (様式第7-2-1・2)
- ケ 職員配置及び人材の確保・育成計画 (様式第7-3)
- コ 支出予算総括表 (様式第8-1-1・2)
- サ 経費提案の基本方針 (様式第8-2)
- シ 障害者の法定雇用率の達成状況 (様式第9)
- ス 法人に関する書類 (任意様式)
  - (ア) 代表者の履歴 (任意様式)  
代表者の押印や写真の貼付は必要ありません。
  - (イ) 役員名簿 (任意様式)  
法人の役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載すること。
  - (ウ) 定款・寄附行為等  
設立趣旨等が記載された最新のもの
  - (エ) 登記事項全部証明書  
申請日前3か月以内に発行されたもの
  - (オ) 財務諸表 (任意様式)  
直近2年間の財務諸表(貸借対照表、財産目録、収支決算書、損益計算書・正味財産増減計算書など)
  - (カ) 経理規程 (任意様式)  
最新のもの
  - (キ) 法人の沿革や事業内容が分かるもの (任意様式)

(2) 提出部数

企画提案書等(前項ア～シ)をA4判フラットファイル等にとじ、7部(正本

1部、副本6部)、法人に関する書類(前項ス)をA4判フラットファイル等にとじ2部(正本1部、副本1部)提出すること。

(3) 企画提案書の記載方法

ア 本文中の文字サイズは、読みやすさに十分配慮した大きさを選択すること。

イ 使用する用語については、平易な表現で記載すること。

ウ 文字の記載方向は横向きとすること。

エ 用紙の規格は縦A4判とし、左とじ又は上とじとする。ただし視認性に欠ける等の理由がある場合はA3判の利用を認める。

オ 用紙への印刷時は両面印刷を基本とすること。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者は次のとおりプレゼンテーションを行い、ヒアリングに回答すること。

(1) 日時

本広域連合が指定した日時 (令和7年3月19日を予定)

(2) 場所

鈴鹿亀山地区広域連合内

(3) 時間

提案者のプレゼンテーションを20分間までとする。

プレゼンテーション後に、本広域連合からのヒアリングを10分間程度を目安として実施する。

(4) 出席者

ア 提案者はプレゼンテーションにおいて説明を行なう者及びヒアリングにおいて回答を行う者のみを参加させること。

イ 本広域連合からは、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人評価委員会(以下、「委員会」という。)委員及び選定委員会の庶務を担当する鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課職員が参加する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

(5) 日時や場所の通知

プレゼンテーション及びヒアリングの日時や場所等については、企画提案書等の受領後にプレゼンテーション参加通知書にて通知する。

(6) プレゼンテーション

企画提案書等を踏まえた提案概要や全体像、提案のポイントを平易に説明すること。提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

(7) ヒアリング

選定委員会が提案者に対して企画提案書等の提出資料及びプレゼンテーションの内容について質問を行う。

プレゼンテーションにおいて説明を行った者以外の回答を認める。

1.5 選定手続

企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に委員会が審査及び評価し、本案件の受注者として最適な提案者を優先交渉権者と決定する。  
なお、提案者が1者のみであった場合でも選定手続きを実施する。

(1) 審査及び評価

提案者が提出した企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリング内容を、別添「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人選定評価基準」に基づき評価する。

(2) 優先交渉権者の選定

提案者ごとに審査及び評価を行い、合計点数が高い順に順位をつけ、1位になった提案者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から優先交渉権者を選定する。

提案者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。

1.6 審査結果の通知

審査結果は各提案者に文書で通知する。

また、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公表する。

なお、選定内容及び審査結果についての問い合わせは受付けない。

1.7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者との間で契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づいて優先交渉権者から見積書を徴取する。

なお、優先交渉権者と契約の合意に至らなかった場合は、選定手続きにおいて2位になった提案者と契約に向けた調整を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約には契約保証金を要する。ただし、鈴鹿亀山地区広域連合契約規則（平成11年規則第11号）第27条第1項各号に該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 契約の解除

契約を締結した提案者が本プロポーザルにおいて不正又は虚偽の記載等を行ったことが契約締結後に判明した場合は、本広域連合からの違約金及び損害賠償金の支払い無く契約を解除できるものとする。

1.8 その他留意事項

(1) 次に該当する提案は無効とする。

ア 支出予算総括表（様式第8-1）の合計額が3契約上限金額を超える提案

イ 評価委員に対し、当該評価にかかる接触の事実が認められるなど、審査の



公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの提案者が本広域連合から受領した書類は、本広域連合の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 1者につき提案は1件とし、複数の提案はできない。
- (5) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本広域連合から指示があった場合を除く。）。
- (6) 企画提案書等の提出後、本広域連合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 本案件は、令和7、8年度当該事業に係る予算の成立をもって実施し、令和7年度に契約を締結するものであり、令和7、8年度当該事業にかかる予算が成立しない場合には、契約しないことがある。
- (8) この要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合は、提案者に随時通知する。